

文化資源を活用した沖縄観光の魅力アップ支援事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 文化資源を活用した沖縄観光の魅力アップ支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、沖縄振興特別推進交付金交付要綱（平成24年4月19日府政沖第149号）及び沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 文化資源

芸能、沖縄音楽、工芸品、空手・古武術、伝統行事、食文化、文化遺跡、方言、歴史上の人物等、有形無形を問わず、また、伝統的であるか否かを問わず、「沖縄発祥の文化」として本県又は地域内で一定程度認知されているものをいう。

(2) マグネットコンテンツ

「見たい」「触れたい」「関わりたい」と人を強く惹きつける磁力のある、沖縄のオリジナリティが活かされた芸術性やエンターテインメント性が高い文化観光コンテンツをいう。

(補助金の交付目的)

第3条 この補助金は、文化資源を活用し、マグネットコンテンツを創造・育成するとともに、それらを自立、発展させる仕組みをつくる活動を支援する事により、観光メニューを確立させることを目的とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業は、次の各号に定める事業とする。

(1) 沖縄芸能マグネットコンテンツ育成事業

沖縄観光の新たなメニューを構築するため、旅行商品の造成に向けて関係機関と連携を図りながら、文化資源を活用したマグネットコンテンツを制作し、上演する取り組みを行うもの。

(2) 文化観光基盤整備事業

マグネットコンテンツの定時的・定常的な上演及び劇場等の公演会場へ観光客等が円滑に移動できる仕組み・体制を作る取組や、マグネットコンテンツの自立・発展を後押しするための情報発信、販売促進等のプロモーション・マーケティングの

実施やその基盤を整備する取り組みを行うもの。

(補助対象経費及び補助率)

第5条 この補助金の交付の対象となる経費は、別表に掲げるもののうち、沖縄県知事（以下「知事」という。）が必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内において交付する。

2 補助率は、別表に掲げるところによる。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書（様式第1号）及び添付書類を事業開始前までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 知事は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、申請に係る補助対象事業が適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を決定し、当該申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(事業内容及び経費配分の変更)

第8条 前条の補助金の交付決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ、変更承認申請書（様式第2号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、別表に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ、中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(事故報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに事故報告書（様式第4号）により、知事に報告を行い、その指示を受けなければならない。

(産業財産権に関する届出)

第11条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して特許権、実用新案権、意匠権若しくは商標権等（以下「産業財産権」という。）を取得した場合、又はこれらを譲渡し若しくは実施権を設定した場合には、遅滞なく産業財産権届出書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

（申請の取下げ）

第12条 補助金の交付の申請をした者は、第7条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり補助金の申請の取下げをする場合は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、交付申請取下げ書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

（状況報告）

第13条 補助事業者は、補助事業の遂行の状況に関し知事が報告を求めたときは、遂行状況報告書（様式第7号）を知事に速やかに提出しなければならない。

（立入検査）

第14条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者若しくは補助事業者であった者に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（実績報告）

第15条 補助事業者は、補助事業が完了したとき若しくは第9条の規定による補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して30日以内又は交付決定に係る年度の3月15日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第8号）及び添付書類を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者が前項の実績報告書をやむを得ない理由により提出できない場合、知事は提出期限について交付決定に係る年度の3月31日まで猶予することができる。

（補助金の額の確定等）

第16条 知事は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第8条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の返還を命ずる。

3 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、知事は、期限内に

納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消し等)

第17条 知事は、第9条の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第7条の決定の内容（第8条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 法令、この要綱又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
- (4) 交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合は、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。

4 第2項の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、前条第3項の規定を準用する。

(補助金の請求)

第18条 補助金は、第16条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、知事が必要と認める経費については、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、補助金の概算払又は精算払を受けようとする場合は、補助金概算払請求書（様式第9号）又は補助金精算払請求書（様式第10号）を知事に提出しなければならない。

(財産の管理等)

第19条 補助事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合に要する経費を含む。）により取得し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について取得財産等管理台帳（様式第11号）を備え、管理しなければならない。

3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第15条に定める報告書に取得

財産等明細表（様式第12号）を添付しなければならない。

（財産の処分の制限）

第20条 補助事業者は、取得財産等のうち取得価格又は効用の増加価格が1件あた50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産については、補助事業の完了後においても知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第13号）を知事に提出しなければならない。

（補助金の収益納付）

第21条 補助事業者は、補助事業実施中及び終了後一定期間内に、補助事業の成果に基づく産業財産権の譲渡又はそれらの実施権の設定等により収益があったときは、収益状況報告書（様式第14号）を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、知事が前項の報告に基づき相当の収益を生じたと認めるときは、知事の発する指令に従って、交付された補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納入しなければならない。

3 知事は、前項の認定に際して必要な条件を付することができる。

（補助金の経理）

第22条 補助事業者は、補助金に係る経理について、他の経理と区分して経理の状況を常に明確にし、関係証拠書類とともに補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後から5年間保存しなければならない。

（雑則）

第23条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度予算に係る補助金から適用する。

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき、同日までに交付決定をした補助金については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第5条及び第8条関係）

補助事業名	対象経費		補助率	軽微な変更
	経費区分	内 容		
沖縄芸能マグ ネットコンテ ンツ育成事業	人件費	職員人件費、事務補助員等賃金	対象経費の 80%以内	1 経費区分間 におけるいずれ か低い額の20% 以内の額の配分 を変更する場合 2 補助目的に 影響を及ぼさ ず、かつ事業効 果を下げない事 業計画の細部の 変更である場合
	事業費	謝金、旅費、保険料、消耗品費、 印刷製本費、光熱水費、通信運 搬費、広告料、原稿料、通訳・ 翻訳費、衣装料、企画制作料、 委託料、使用料、賃借料、備品 購入費		
文化観光基盤 整備事業	人件費	職員人件費、事務補助員等賃金	対象経費の 100%以内	
	事業費	謝金、旅費、保険料、消耗品費、 印刷製本費、光熱水費、通信運 搬費、広告料、原稿料、通訳・ 翻訳費、委託料、使用料、賃借 料、備品購入費		

※補助事業の実施に伴う収入があった場合は、補助対象経費から収入額(税抜)を控除した額と、補助対象経費に補助率を乗じた額のいずれか低い額を補助金の額とする。

※消費税及び地方消費税、振込手数料等は補助対象外経費とする。

様式第1号（第6条関係）

（文書番号等）
令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

住所 〒

申請者 名称 （企業又は団体名）

代表者（職・氏名）

令和 年度文化資源を活用した沖縄観光の魅力アップ支援事業補助金交付申請書

標記補助金の交付について、文化資源を活用した沖縄観光の魅力アップ支援事業補助金交付要綱第6条の規定により下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の目的

2 補助事業に要する経費及び補助金交付申請額

（1）補助事業に要する経費	金	円
（2）うち補助金交付申請額	金	円

3 補助事業の内容及び補助事業に要する経費の配分
別紙 補助事業計画書のとおり

4 補助事業完了予定期日 令和 年 月 日

別 紙

申 請 者 概 要 書

(ふりがな) 申 請 者 名					設 立 年 月 日	
					令 和 年 月 日	
住 所	〒				電 話	
					F A X	
資 本 金	万円				業 種	
代 表 者	(ふりがな)					
	氏 名					
決 算 (直近3期分)	直 近 (年 月 ~ 年 月)		前 期 (年 月 ~ 年 月)		前 々 期 (年 月 ~ 年 月)	
	売 上 高	万円	売 上 高	万円	売 上 高	万円
	営 業 利 益	万円	営 業 利 益	万円	営 業 利 益	万円
	経 常 利 益	万円	経 常 利 益	万円	経 常 利 益	万円
	雇 用	名	雇 用	名	雇 用	名

補助事業計画書

(1) 事業内容

①事業内容
②実施時期・回数等
③外部委託・連携の内容

(2) 事業実施体制

事業実施体制	総括責任者	役職・氏名 連絡先	
	実務担当者	役職・氏名 連絡先	
	経理責任者	役職・氏名 連絡先	

※ 担当者、責任者が重複しても構いません。

(3) 事業全体のフローチャート図

※フローチャート図は本様式以外でも可とします。

(4) 事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

区 分	金 額	資金調達先
文化資源を活用した沖縄観光の魅力アップ支援事業補助金		沖縄県
自 己 資 金		
金 融 機 関 か ら の 借 入 れ		
そ の 他		
合 計		

(5) 交付申請額の内訳

(単位：千円)

事業区分	総事業経費①	補助対象外経費②	補助対象経費③ (①－②)	補助基礎額④ (③×補助率)	収入額⑤	収入税抜額⑥	補助金申請額⑦ (③－⑥)
①沖縄芸能マグネット コンテンツ育成事業							
②文化観光基盤整備事業							
合計							

1) 支出内訳

(単位：千円)

区分	沖縄芸能マグネットコンテンツ育成事業			文化観光基盤整備事業		
	総事業経費①	補助対象外経費②	補助対象経費③ (①－②)	総事業経費①'	補助対象外経費②'	補助対象経費③' (①'－②')
人件費						
事業費						
その他の経費						
合計						

2) 収入内訳

(単位：千円)

区分	収入額⑤	収入税抜額⑥
公演入場料		
その他収入		
合計		

(6) 事業費の積算明細

① 支出

1) 沖縄芸能マグネットコンテンツ育成事業

(単位:円)

経費区分	事業に要する経費	積算明細	備考
人件費			
事業費			
その他の経費			
合計			

※ 事業費の積算明細の金額は「(5) 交付申請額の内訳」の「総事業経費」と一致させること。

2) 文化観光基盤整備事業

(単位：円)

経費区分	事業に要する経費	積算明細	備考
人件費			
事業費			
その他の経費			
合計			

※ 事業費の積算明細の金額は「(5) 交付申請額の内訳」の「総事業経費」と一致させること。

② 収入

(単位：円)

経費区分	事業に要する経費	積算明細	備考
公演 入場料			
その他 収入			
合 計			

※ 事業費の積算明細の金額は「(5) 交付申請額の内訳」の「総事業経費」と一致させること。

令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

住所 〒

申請者 名称 （企業又は団体名）

代表者（職・氏名）

令和 年度文化資源を活用した沖縄観光の魅力アップ支援事業補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け沖縄県指令 第 号で交付決定の通知があった標記の補助事業（の内容、の経費配分）を下記のとおり変更したいので、文化資源を活用した沖縄観光の魅力アップ支援事業補助金交付要綱第8条の規定により申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

経費配分の変更

(単位：千円)

区 分	総事業経費		補助対象経費	
	変更前	変更後	変更前	変更後
沖縄芸能マグネット コンテンツ育成事業				
人件費				
事業費				
その他経費				
文化観光基盤 整備事業				
人件費				
事業費				
その他経費				

- (注) 1 各区分欄については、申請書の記載事項に準じて記載すること。
- 2 補助事業の内容の変更のうち、補助事業に要する経費の増減の場合は、補助事業の経費の配分の変更の場合に準じてこの表を作成すること。
- 3 補助事業の内容の変更の場合があって、経費の配分に変更の生じないときは、この表は作成しなくてよい。

沖縄県知事 殿

住所 〒

申請者 名称 （企業又は団体名）

代表者（職・氏名）

令和 年度文化資源を活用した沖縄観光の魅力アップ支援事業補助金
中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け沖縄県指令 第 号で交付決定の通知があった標記の補助事業を下記のとおり中止（廃止）したいので、文化資源を活用した沖縄観光の魅力アップ支援事業補助金交付要綱第9条の規定により申請します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 中止（廃止）の理由
- 3 中止の期間（廃止の時期）

沖縄県知事 殿

住所 〒

申請者 名称 （企業又は団体名）

代表者（職・氏名）

令和 年度文化資源を活用した沖縄観光の魅力アップ支援事業補助金事故報告書

令和 年 月 日付け沖縄県指令 第 号で交付決定の通知があった標記の補助事業に係る事故について、文化資源を活用した沖縄観光の魅力アップ支援事業補助金交付要綱第10条の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の進捗状況
- 2 事故発生までに要した経費
- 3 事故の内容及び原因
- 4 事故に対する措置
- 5 補助事業の遂行及び完了の予定

- （注） 1 事故の理由を立証する書類を添付すること。
2 補助事業は、交付決定通知書において補助金の交付の対象となった事業を記入すること。

様式第5号（第11条関係）

（文書番号等）

令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

住所 〒

申請者 名称 （企業又は団体名）

代表者（職・氏名）

令和 年度文化資源を活用した沖縄観光の魅力アップ支援事業補助金産業財産権届出書

令和 年 月 日付け沖縄県指令 第 号で交付決定の通知があった標記の補助事業について、下記のとおり産業財産権の取得（譲渡、実施権の設定）をしたいので、文化資源を活用した沖縄観光の魅力アップ支援事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 種類（番号及び産業財産権の種類）
- 2 内容
- 3 相手先及び条件（譲渡及び実施権設定の場合）

様式第6号（第12条関係）

（文書番号等）

令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

住所 〒

申請者 名称 （企業又は団体名）

代表者（職・氏名）

令和 年度文化資源を活用した沖縄観光の魅力アップ支援事業補助金交付申請取下げ書

令和 年 月 日付け沖縄県指令 第 号で交付決定の通知があった標記の補助事業について、文化資源を活用した沖縄観光の魅力アップ支援事業補助金交付要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり交付の申請を取り下げます。

記

1 交付決定通知書の受領年月日

2 交付の申請を取り下げようとする理由

様式第7号（第13条関係）

（文書番号等）

令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

住所 〒

申請者 名称 （企業又は団体名）

代表者（職・氏名）

令和 年度文化資源を活用した沖縄観光の魅力アップ支援事業補助金遂行状況報告書

令和 年 月 日付け沖縄県指令 第 号で交付決定の通知があった標記の補助事業の遂行状況について、文化資源を活用した沖縄観光の魅力アップ支援事業補助金交付要綱第13条の規定により別紙のとおり報告します。

別紙 1

遂 行 状 況 報 告 書

令和 年 月 日現在

1 補助事業遂行状況

事業（予定）項目	実施予定 時期	実施時期	実施内容の詳細

別紙 2

2 補助対象経費の執行状況

(単位：円)

区 分	事業に要する経費	補助対象経費	対象経費のうち 執行済額
沖縄芸能マグネット コンテンツ育成事業			
人 件 費			
事 業 費			
その他経費			
文化観光基盤 整備事業			
人 件 費			
事 業 費			
その他経費			
合 計			

様式第8号（第15条関係）

（文書番号等）

令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

住所 〒

申請者 名称 （企業又は団体名）

代表者（職・氏名）

令和 年度文化資源を活用した沖縄観光の魅力アップ支援事業補助金実績報告書

令和 年 月 日付け沖縄県指令 第 号で交付決定の通知があった標記の補助事業を令和 年 月 日付けで完了（廃止）しましたので、文化資源を活用した沖縄観光の魅力アップ支援事業補助金交付要綱第15条の規定により、別紙のとおりその実績を報告します。

別紙 1

【文化資源を活用した沖縄観光の魅力アップ支援事業補助金実績報告書】

補助事業執行状況

(単位：円)

事業区分	総事業経費①	補助対象外経費②	補助対象経費③ (①－②)	補助基準額④ (③×補助率)	収入額⑤	収入税抜額⑥
沖縄芸能マグネット コンテンツ育成事業						
文化観光基盤整備事業						
合計						

補助基準額
(④合計額) _____ 円

収支実績
(③－⑥) _____ 円

【文化資源を活用した沖縄観光の魅力アップ支援事業補助金実績報告書】

補助事業執行状況内訳

1) 支出内訳

(単位：円)

区 分	沖縄芸能マグネットコンテンツ育成事業			文化観光基盤整備事業		
	総事業経費①	補助対象外経費②	補助対象経費③ (①－②)	総事業経費①'	補助対象外経費②'	補助対象経費③' (①'－②')
人 件 費						
事 業 費						
その他の経費						
合 計						

2) 収入内訳

(単位：円)

区 分	収入額 ⑤	収入税抜額 ⑥
公演入場料		
その他収入		
合 計		

(注) 執行状況一覧(様式任意)、請求書及び領収書等の証拠書類の写しを添付すること。

【文化資源を活用した沖縄観光の魅力アップ支援事業補助金実績報告書】

補 助 事 業 実 績 書

事業実施期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
事業目的	
事業実施内容	
事業成果	
その他	

(注) 事業実施内容、事業成果等について報告書等があれば添付引用しても差し支えありません。

沖縄県知事 殿

住所 〒

申請者 名称 （企業又は団体名） 印

代表者（職・氏名）

令和 年度文化資源を活用した沖縄観光の魅力アップ支援事業補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け沖縄県指令 第 号で交付決定の通知があった標記補助金について、文化資源を活用した沖縄観光の魅力アップ支援事業補助金交付要綱第18条の規定により下記のとおり請求します。

記

- 1 交付決定額 （交付決定通知の補助金額を記載する。ただし、経費配分の変更承認を受けている場合は、変更後の補助金額を記載する。）
- 2 概算払受領済額
- 3 今回請求額
- 4 残 額

口座振替依頼	金融機関名	
	預金の種類	
	口座番号	
	口座名義人	

（注）事業実施内容、事業成果等について報告書等があれば添付引用して差し支えない。

沖縄県知事 殿

住所 〒

申請者 名称 （企業又は団体名） 印

代表者（職・氏名）

令和 年度文化資源を活用した沖縄観光の魅力アップ支援事業補助金精算払請求書

令和 年 月 日付け沖縄県達 第 号をもって額の確定通知を受けた標記補助金について、文化資源を活用した沖縄観光の魅力アップ支援事業補助金交付要綱第18条の規定により下記のとおり請求します。

記

- 1 交付決定額 （交付決定通知の補助金額を記載する。ただし、経費配分の変更承認を受けている場合は、変更後の補助金額を記載する。）
- 2 確定額
- 3 概算払受領済額
- 4 今回請求額

口座振替依頼	金融機関名	
	預金の種類	
	口座番号	
	口座名義人	

様式第11号（第19条関係）

取得財産等管理台帳（令和 年度）

財産名	規格	数量	単価 (円)	金額 (円)	取得年 月日	耐用 年数	保管 場所	交付率	備考

- (注) 1 対象となる取得財産等は、文化資源を活用した沖縄観光の魅力アップ支援事業補助金交付要綱第19条第1項に定める取得価格又は効用の増加価格が1件当たり50万円以上のものとする。
- 2 財産名の区分には、(ア)事務用品備品、(イ)事業用備品、(ウ)書籍、資料、(エ)無体財産権（工業所有権等）、(オ)その他の物件（不動産及びその従物）とする。
- 3 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。なお、単価が異なる場合は、分割して記載すること。
- 4 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

様式第12号（第19条関係）

取得財産等明細表（令和 年度）

財産名	規格	数量	単価 (円)	金額 (円)	取得年 月日	耐用 年数	保管 場所	交付率	備考

- (注) 1 対象となる取得財産等は、文化資源を活用した沖縄観光の魅力アップ支援事業補助金交付要綱第19条第1項に定める取得価格又は効用の増加価格が1件当たり50万円以上のものとする。
- 2 財産名の区分には、(ア)事務用品備品、(イ)事業用備品、(ウ)書籍、資料、(エ)無体財産権（工業所有権等）、(オ)その他の物件（不動産及びその従物）とする。
- 3 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。なお、単価が異なる場合は、分割して記載すること。
- 4 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

沖縄県知事 殿

住所 〒

申請者 名称 （企業又は団体名）

代表者（職・氏名）

令和 年度文化資源を活用した沖縄観光の魅力アップ支援事業補助金財産処分承認申請書

令和 年 月 日付け沖縄県指令 第 号で交付決定の通知があった標記の補助事業について、下記のとおり財産を処分したいので、承認願います。

記

1 処分しようとする財産及び処分の理由

- (1) 財産の名称
- (2) 処分の方法（使用、譲渡、交換、貸付け又は担保の提供の別を記載すること。）
- (3) 金額
- (4) 取得年月日
- (5) 処分年月日
- (6) 処分の理由

2 相手方（住所、氏名、使用の目的及び条件）

沖縄県知事 殿

住所 〒

申請者 名称 （企業又は団体名）

代表者（職・氏名）

令和 年度文化資源を活用した沖縄観光の魅力アップ支援事業補助金収益状況報告書

令和 年 月 日付け沖縄県達 第 号で額の確定通知を受けた標記の補助事業について、文化資源を活用した沖縄観光の魅力アップ支援事業補助金交付要綱第21条第1項の規定により収益状況を下記のとおり報告します。

記

1 補助金の確定額及びその通知日

確定額 円
通知日 令和 年 月 日

2 報告期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

3 収益状況 別紙のとおり

別紙

収 益 状 況

(単位：円)

産業財産権の名称、 又は財産分配の概要	収 益 額	算 出 根 拠